

れ、高校通学の足を確保する中で一体的に考えれば不可能じゃないと思います。

國里議員

高校との通学の兼ね合いで、そういう可能性も無きにしもあらずということでした。高齢者、障害者の方に限定した方法もあるんじゃないかと思うんですけど。

道上村長

現在、村内で福祉有償バス、民間タクシー、福祉巡回バス等、非常に効率的に運行されており、非ので、全体的な運営をやっていくことが大切で、やっぱり村から市に出るといことは総合的に配慮していかないと、非常に難しい問題にぶつかるとご理解を賜りたいと思います。



おしえて **ねんきん**

国民年金保険料を社会保険料控除として申請する際は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付をお忘れなく！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**」が、社会保険庁から昨年11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます（**その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります**）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも、保険料は忘れないようにキチンと納めましょう。



【控除証明書に関するお問い合わせ先】

控除証明書専用ダイヤル

TEL **03-6748-8882**

（平成21年3月13日までの平日9時から17時まで）